

総税企第36号  
平成23年3月28日

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長  
(公印省略)

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税の減免措置等の取扱いについて

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税の減免措置等につきましては、「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等について」(平成23年3月14日総財財第22号、総税企第32号)により通知したところですが、下記の点に留意し、適切に行っていただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市(区)町村に対しても、この旨を連絡願います。

## 記

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方税の取扱いについては、現在、法律による対応を検討しているところですが、当面、各地方団体におかれましては、下記事項を参考のうえ、対応していただくようお願いいたします。

### 第1 共通事項

#### I. 地方税における期限の延長について

地方税における申告、納付等の期限については、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の5の2の規定に基づき条例の定めるところにより延長することができることとされていますが、延長する場合にあっては、当面は、少なくとも5月末まで延長することが適当であると考えられます。その際、被害状況等に応じて、地方団体の長の判断により、都道府県・市町村の一部の地域のみを対象とすることや、地域ごとに異なる期限を定めることも可能です。

国税に関する申告期限等の延長については、平成23年3月15日付国税庁告示第8号により示されているところであり、その期限となる期日については別途国税庁告示により定めることとされています。納税者の混乱を避けるため、少なくとも、個人住民税及び個人事業税については所得税における期限、法人事業税については法人税における期限までは延長することが必要と考えます。

今後、国税について期限となる期日が告示された場合は、別途、通知します。

その他各税目の取扱いについては、「第2 個別税目の取扱い」を参照してください。

## II. 地方税における減免の手続について

個人住民税等、賦課課税の税目に係る減免については、納税義務者に納税通知書の交付を行った後、納税義務者の申請に基づき、個別に減免を決定することが一般的ですが、例えば、次のような柔軟な手続により減免を行うなど、被災地域の納税義務者の状況等に十分配慮した対応も考えられます。

- i 納税義務者に対し、納期限の 10 日前までに納税通知書の交付を行うこととされていますが、地方税法の規定に基づき納期限の延長を行うことにより、地方団体の実情に応じ、納税通知書の交付を延期すること。
- ii i により納税通知書の交付を延期している間に、被災した納税義務者から減免の申請を幅広く受け付けるほか、災害により納税義務者が死亡した場合など各地方団体の条例等に基づき減免事由に該当していると考えられる場合には納税義務者の家族等に減免の意思を確認することをもって減免の申請があったものとみなすこと。
- iii その後、納税通知書を交付することとなった際には、減免前の税額と ii による減免の申請に基づく減免後の税額を同時に通知すること。

## III. 減免を行った場合の財政措置について

### 1. 歳入欠かん債の充当について

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害については、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 23 年政令第 18 号）により、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の激甚災害として指定されたところです。それに伴う災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）の一部改正により、当該災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村及び当該市町村を包括する都道府県が自らの判断に基づき地方税の減免措置を行う場合については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 1 号の規定により、今年度の減収額について、歳入欠かん債の発行が可能となっております。

なお、平成 23 年度の減収額についても、同様の取扱いを行うことを検討しています。

歳入欠かん債の発行対象となる税目については、平成 23 年 3 月 16 日付で災害対策基本法第 102 条第 1 項の徴収金等の範囲を定める省令（昭和 37 年自治省令第 23 号）が改正され、普通税に加え、事業所税及び都市計画税が追加されました。各地方団体におかれては、この点を踏まえ適切な運用を図るようお願いいたします。

### 2. 歳入欠かん債発行団体以外の団体に対する措置

上記 1 の歳入欠かん債の発行が可能とされる団体以外の団体において、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者等に対し減免措置を行った場合については、それに伴う減収の状況を踏まえ、所要の財政上の措置を行うことを検討しています。

#### IV. 課税台帳・データの滅失・破損に係る対応

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により、課税に必要な台帳・データを滅失・破損した団体もあると考えられますが、今後当該団体において課税に必要なデータを回復するにあたり国として取り得る支援策について、関係機関等と検討しているところです。

#### V. 被災者に対する減免措置等についての周知

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴い期限の延長を行う場合には、各種の広報手段を活用して周知するとともに、被災者に対し減免措置等を講じる場合についても、その方針について周知するようお願いします。

### 第 2 個別税目の取扱い

#### I. 道府県税関係

##### 1. 法人住民税

(ア) 法人の道府県民税の減免については、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（平成 12 年 4 月 1 日自治税企第 12 号）においては、取扱い例として「減免をしないこととし、徴収の猶予の措置によるものとする。」とされていますが、地方税法第 61 条の規定に基づき条例の定めるところにより減免できるものであり、法人の状況等に応じて適切に対応してください。

(イ) 上記（ア）の措置により生じる減収に対する財政措置については、「第 1 共通事項 Ⅲ 1」を参照してください。

##### 2. 法人事業税

(ア) 地方税法第 20 条の 5 の 2 の規定に基づき、法人の事業税における期限の延長期日を定めるにあたっては、納税者の混乱を避けるため、少なくとも、法人税における期限までは延長することが必要と考えます。

当該期限後の取扱いについては、被害状況等に応じて、地方団体の長の判断により、法人税における取扱いと異なる対応を行うことも可能です。

また、都道府県の一部の地域のみを対象とすることや、地域ごとに異なる期限を定めることも可能です。

(イ) 上記（ア）の期限の延長とは別に、地方税法第 72 条の 25 第 2 項又は第 4 項（同法第 72 条の 28 において準用する場合を含む）の規定により法人が期限の延長について申請を行い、事務所又は事業所所在地の都道府県知事（二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事）の承認を受けた場合は、その指定した日を期限とすることができます。

(ウ) なお、上記（イ）の承認の申請については、国税において、申告等と併せて期限延長申請書を提出できる取扱いに準じ、今般の震災による影

響により申請書を提出できない場合は、申告と併せて申請書を提出できるものとするのが適切です。

- (エ) 法人の事業税の減免については、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（平成12年4月1日自治税企第12号）においては、取扱い例として「減免をしないこととし、徴収の猶予の措置によるものとする。」とされていますが、地方税法第72条の49の4の規定に基づき条例の定めるところにより減免できるものであり、法人の状況等に応じて適切に対応してください。
- (オ) 上記（エ）の措置により生じる減収に対する財政措置については、「第1 共通事項 Ⅲ 1」を参照してください。

### 3. 個人事業税

- (ア) 地方税法第20条の5の2の規定に基づき、個人の事業税における期限の延長期日を定めるにあたっては、納税者の混乱を避けるため、少なくとも、所得税における期限までは延長することが必要と考えます。

当該期限後の取扱いについては、被害状況等に応じて、地方団体の長の判断により、所得税における取扱いと異なる対応を行うことも可能です。

また、都道府県の一部の地域のみを対象とすることや、地域ごとに異なる期限を定めることも可能です。

- (イ) 個人の事業税の減免については、地方税法第72条の62の規定に基づき条例の定めるところにより行うことができるものです。

この場合、納税義務者に納税通知書の交付を行った後、納税義務者の申請に基づき、個別に減免を決定することが一般的ですが、例えば、「第1 共通事項 Ⅱ」の柔軟な手続により減免を行うなど、被災地域の納税義務者の状況等に十分配慮した対応も考えられます。その際、個人の事業税の税額の通知は、納税義務者に対し、納期限の10日前までに納税通知書の交付を行うこととされていますが、納期限の延長を行うことにより、納税通知書の交付を延期することが可能です。

- (ウ) 上記（ア）及び（イ）の措置により生じる減収に対する財政措置については、「第1 共通事項 Ⅲ 1」を参照してください。

### 4. 軽油引取税

- (ア) 軽油引取税の特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合又は徴収した軽油引取税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認められる場合においては、地方税法第144条の30の規定に基づき、軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を行うことができます。

- (イ) 天災その他特別の事情がある場合において軽油引取税の減免を必要とすると認められる納税者に限り、地方税法第144条の42の規定に基づき、条例で定めるところにより、軽油引取税を減免することができます。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)の措置により生じる減収に対する財政措置については、「第1 共通事項 Ⅲ 1及び2」を参照してください(軽油引取税については平成21年度に目的税から普通税になったところです)。

## 5. 自動車税

- (ア) 自動車税の課税客体である自動車に関しては、現実に消費の段階にある自動車について課することとされていることから、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条の規定による登録がなされていても、賦課期日の4月1日現在で当該自動車が減失、き損等により永久に道路の運行の用に供することができない状態となっている場合には、課税客体から除外され、課税されないこととなります。

なお、平成23年東北地方太平洋沖地震により減失し、又は損壊した自動車の処理等にかかる法的問題の取扱い等については、関係省庁で検討が行われており、順次、情報提供してまいります。

- (イ) 課税客体となる自動車の賦課期日現在の状況を確実に把握し、適切に自動車税を課税することが求められることから、地方税法第20条の5の2の規定に基づき納期限の延長を行うなど、適切に対応するようお願いいたします。

なお、平成23年東北地方太平洋沖地震の場合については、その被害状況等を踏まえ、都道府県の一部の地域のみを対象とすることや、地域ごとに異なる期限を定めることも可能です。

- (ウ) 課税客体である自動車については、地方税法第162条の規定に基づき条例で定めるところにより必要に応じ減免するなど、適切に対応してください。

- (エ) 上記(ウ)の措置により生じる減収に対する財政措置については、「第1 共通事項 Ⅲ 1」を参照してください。

## II. 市町村税関係

### 1. 個人住民税

- (1) 個人住民税の申告期限及び納期限(以下「期限」という。)の延長等に関する留意事項について

#### ① 総括的事項

地方税法第20条の5の2の規定に基づき、個人住民税における期限の延長期日を定めるにあたっては、納税者の混乱を避けるため、少なくとも、所得税における期限までは延長することが必要と考えます。

当該期限後の取扱いについては、被害状況等に応じて、地方団体の長の判断により、所得税における取扱いと異なる対応を行うことも可能です。

また、市町村の一部の地域のみを対象とすることや、地域ごとに異なる

期限を定めることも可能です。

② 給与からの特別徴収に関する留意事項

(ア) 個人住民税の給与からの特別徴収の納期限の延長

被災した納税義務者に対する平成 22 年度分の個人住民税の給与からの特別徴収については、速やかに納期限の延長を行うことが適切と考えられます。この場合、特別徴収義務者に対し、当該納期限の延長に係る給与からの特別徴収については、当面、実施する必要がない旨を、併せて周知することが適切と考えられます。

なお、被災した納税義務者に対する平成 23 年度分の個人住民税の給与からの特別徴収については、納税義務者等への税額の通知により納税義務が発生することとなるため、地方税法第 321 条の 4 の規定に基づき、税額の通知を延期することが適切と考えられます。

(イ) 給与所得を有する納税義務者と特別徴収義務者の所在が異なる場合の取扱い

納税義務者である給与所得者は被災地域内の市町村に居住している一方、当該給与所得者に係る特別徴収義務者は被災地域外の市町村に所在していることも想定されることから、被災地域内の市町村は、被災地域外の特別徴収義務者に対しても納期限を延長することが適切と考えられます。

③ 公的年金からの特別徴収に関する留意事項

個人住民税の公的年金からの特別徴収について、通常、災害など特別徴収が困難となった場合などにおいて、市町村が特別徴収対象年金所得者ごと個別に特別徴収を停止するためのデータを作成し、この特別徴収停止通知（地方税法第 321 条の 7 の 7）を経由機関（社団法人地方税電子化協議会）を通じて年金保険者に通知する方法（以下「通常時における方法」という。）により特別徴収の停止が行われているところです。

被災地域においては、この通常時における方法により特別徴収を停止する対応が困難となっている市町村もあると考えられることから、新たに、市町村単位で特別徴収を一括して停止する方法を取ることができるとします。

また、あわせて、通常時における方法の特別徴収停止通知は、従来、特定の期日に行うこととしていましたが、今回、一定の期限までに行えばよいこととし、その期限も延長することとします。具体的な日程については、別途、通知します。

ただし、平成 23 年 4 月に支払われる公的年金からの特別徴収はシステム上停止できないことから、6 月及び 8 月に支払われる公的年金からの特別徴収を停止することとなりますが、その際、次の点に留意の上、適切に対応してください。

(ア) 特別徴収を一括して停止する方法

市町村内の特別徴収対象年金所得者の広範な被災状況などを踏まえ、市町村のすべての特別徴収対象年金所得者について、平成 23 年 6 月及び 8 月に支払われる公的年金からの特別徴収を一括して停止する必要がある

場合には、その旨を年金保険者に通知することにより、通常時における方法によることなく、市町村単位で一括して公的年金からの特別徴収を停止することを可能とします。年金保険者への通知期限及び具体的方法については、別途、通知します。

(イ) 公的年金からの特別徴収停止後の取扱い

上記一括して停止する方法又は通常時における方法により、平成 23 年 6 月及び 8 月に支払われる公的年金からの特別徴収が停止された場合、6 月及び 8 月に特別徴収されないこととなった税額は、普通徴収されることとなりますが、この場合、期限の延長により指定される期日まで納期限が延長されることとなります。

また、10 月以降に支払われる公的年金からの特別徴収については、年金保険者に対し 7 月 31 日までに特別徴収税額の通知を行わない場合、普通徴収により徴収することとなりますが、この場合も、期限の延長により指定される期日まで納期限が延長されることとなります。

なお、減免等により 4 月の特別徴収税額が年税額を超える場合には、地方税法第 17 条の例により還付することとなります。この場合、還付は年金保険者ではなく、特別徴収対象年金所得者に対し行います。

(2) 地方税法第 323 条に基づく個人住民税の減免について

(ア) 個人住民税の減免については、地方税法第 323 条の規定に基づき条例の定めるところにより行うことができるものです。

この場合、納税義務者に納税通知書の交付又は特別徴収税額の通知を行った後、納税義務者の申請に基づき、個別に減免を決定することが一般的ですが、例えば、「第 1 共通事項 II」の柔軟な手続により減免を行うなど、被災地域の納税義務者の状況等に十分配慮した対応も考えられます。その際、個人住民税の税額の通知は、徴収方法に応じ、次のとおり対応することが可能です。

- i 普通徴収については、納税義務者に対し、納期限の 10 日前までに納税通知書の交付を行うこととされていますが、納期限の延長を行うことにより、納税通知書の交付を延期することが可能です。
- ii 給与からの特別徴収については、納税義務者等に対し、5 月 31 日までに特別徴収税額の通知を行うこととされていますが、やむを得ない理由がある場合には、特別徴収税額の通知を延期することが可能です。
- iii 公的年金からの特別徴収については、年金保険者等に対し、法定期限までに特別徴収税額の通知を行わない場合、普通徴収により徴収することとなります（この場合、i により税額の通知は延期可能です。）。

(イ) 被災した納税義務者に対する平成 22 年度分の個人住民税の給与からの特別徴収については、(1)②(ア)により納期限の延長を行った後は、納税義務者からの申請に基づき平成 22 年度分の個人住民税の減免を行い、減免した後の税額を特別徴収義務者等に通知することになると考えられます。

(注) なお、平成 22 年度分の普通徴収に係る個人住民税については、通常、平成 23 年 1 月までに、公的年金からの特別徴収に係る個人住民税については、平成 23 年 2 月までに徴収を終えており、基本的には減免は想定されません。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の措置により生じる減収に対する財政措置については、「第 1 共通事項 Ⅲ 1」を参照してください。

## 2. 法人住民税

(ア) 法人の市町村民税の減免については、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」(平成 12 年 4 月 1 日自治税企第 12 号)においては、取扱い例として「減免をしないこととし、徴収の猶予の措置によるものとする。」とされていますが、地方税法第 323 条の規定に基づき条例の定めるところにより減免できるものであり、法人の状況等に応じて適切に対応してください。

(イ) 上記(ア)の措置により生じる減収に対する財政措置については、「第 1 共通事項 Ⅲ 1」を参照してください。

## 3. 固定資産税及び都市計画税

(ア) 地方税法第 20 条の 5 の 2 の規定に基づき、固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)における期限の延長期日を定めるにあたっては、被害状況等に応じて判断することが適切と考えられます。

その際、市町村の一部の地域のみを対象とすることや、地域ごとに異なる延長期日を定めることも可能です。

(イ) 地方税法第 367 条及び第 702 条の 8 に基づく固定資産税等の減免については、納税義務者に納税通知書の交付を行った後、納税義務者の申請に基づき、個別に減免を決定することが一般的ですが、例えば、「第 1 共通事項 Ⅱ」の柔軟な手続により減免を行うなど、被災地域の納税義務者の状況等に十分配慮した対応も考えられます。その際、納税義務者に対し、納期限の 10 日前までに納税通知書の交付を行うこととされていますが、納期限の延長を行うことにより、納税通知書の交付を延期することが可能です。

(ウ) 上記(イ)の措置により生じる減収に対する財政措置については、「第 1 共通事項 Ⅲ 1」を参照してください。

(エ) 納期限の延長をした場合、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間の終期は、縦覧を開始した日から 20 日を経過した日又は延長後の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日であることに留意してください。

(オ) 平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害が特に甚大な地域における、平成 23 年度分の固定資産税等の取扱いや平成 24 年度の評価替えの取扱い等については、現在検討中であり、今後あらためて通知することを予定しています。

#### 4. 軽自動車税

(ア) 軽自動車税の課税客体である軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車及び小型特殊自動車（以下「軽自動車等」という。）に関しては、現実に消費の段階にある軽自動車等について課することとされていることから、賦課期日の4月1日現在で当該軽自動車等が滅失、き損等により永久に道路の運行の用に供することができない状態となっている場合には、課税客体から除外され、課税されないこととなります。

なお、平成23年東北地方太平洋沖地震により滅失し、又は損壊した軽自動車等の処理等にかかる法的問題の取扱い等については、関係省庁で検討が行われており、順次、情報提供してまいります。

(イ) 課税客体となる軽自動車等の賦課期日現在の状況を確実に把握し、適切に軽自動車税を課税することが求められることから、地方税法第20条の5の2の規定に基づき納期限の延長を行うなど、適切に対応するようお願いいたします。

なお、平成23年東北地方太平洋沖地震の場合については、その被害状況等を踏まえ、市町村の一部の地域のみを対象とすることや、地域ごとに異なる期限を定めることも可能です。

(ウ) 課税客体である軽自動車等については、地方税法第454条の規定に基づき条例で定めるところにより必要に応じ減免するなど、適切に対応してください。

(エ) 上記(ウ)の措置により生じる減収に対する財政措置については、「第1 共通事項 III 1」を参照してください。

#### 5. 事業所税

(ア) 平成23年東北地方太平洋沖地震により事業所用家屋が損壊したことに伴い、当該事業所用家屋において行っていた事業を休止したと認められる場合には休止期間に応じ減免するなど、地方税法第701条の57の規定に基づき条例で定めるところにより適切に対応してください。

(イ) 上記(ア)の措置により生じる減収に対する財政措置については、「第1 共通事項 III 1」を参照してください。

#### 6. 国民健康保険税

(ア) 国民健康保険税の取扱いについては、「平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険税の取扱いについて」（平成23年3月15日付け事務連絡）を踏まえ、適切に対応するようお願いいたします。

(イ) 平成23年6月及び8月に支払われる公的年金からの特別徴収について、個人住民税と同様に（第2 個別税目の取扱い II 1 (1) ③ (ア) 参照）、通常時における方法に加え、新たに、個人住民税とあわせて市町村単位で特別徴収を一括して停止する方法を取ることができるとします。年金保険者への通知期限及び具体的方法については、個人住民

税とあわせて、別途、通知します。

なお、厚生労働省においても、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料について同様の対応を取ることとしています。

## 担当者連絡先一覧

	担当	連絡先
第1 共通事項	風早理事官、圓増主査	電話：03-5253-5658 FAX：03-5253-5659
第2 個別税目の取扱い		
I. 道府県税関係	河野課長補佐、後藤係長	電話：03-5253-5664 FAX：03-5253-5666
1～3. 法人住民税・法人事業税・個人事業税		
4. 軽油引取税	横山課長補佐、大竹係長	電話：03-5253-5665 FAX：03-5253-5666
5. 自動車税	田中課長補佐、小野寺係長	電話：03-5253-5663 FAX：03-5253-5666
II. 市町村税関係	羽白課長補佐、和田専門官 橋係長、野上係長	電話：03-5253-5669 FAX：03-5253-5671
1. 個人住民税		
2. 法人住民税	河野課長補佐、後藤係長	電話：03-5253-5664 FAX：03-5253-5666
3. 固定資産税及び都市計画税	水野課長補佐、山中係長	電話：03-5253-5674 FAX：03-5253-5676
4. 軽自動車税	高橋課長補佐、岡本事務官	電話：03-5253-5670 FAX：03-5253-5671
5. 事業所税	高橋課長補佐、岡本事務官	電話：03-5253-5670 FAX：03-5253-5671
6. 国民健康保険税	高橋課長補佐、岡本事務官	電話：03-5253-5669 FAX：03-5253-5671